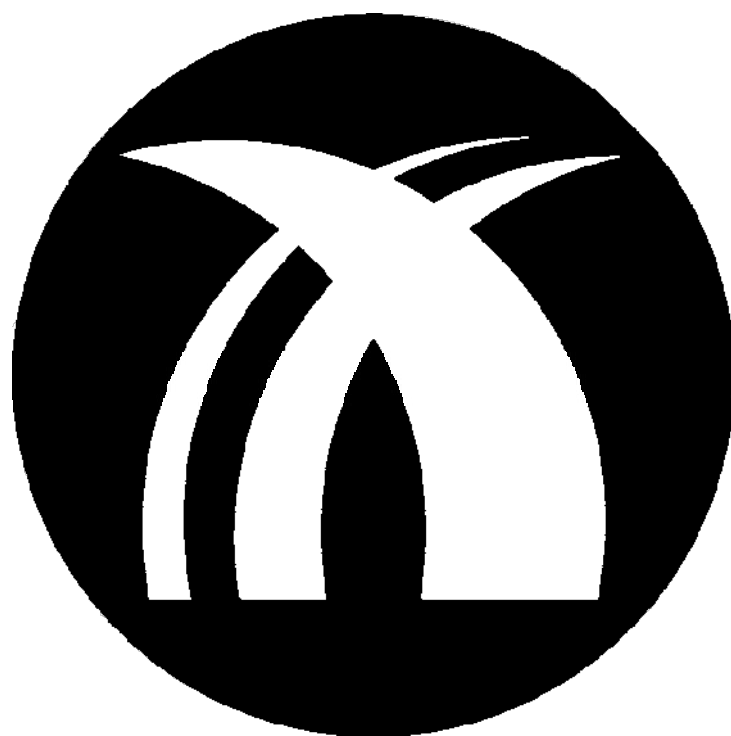


木曾広域連合

広域計画書(第5次)

計画期間:2018(平成30)年度~2022年度

改定版(R2.8.31変更)



～ ご あ い さ つ ～

木曾広域連合

第5次広域計画策定にあたり

広域連合は、地方自治法の定めるところにより、広域連合や関係自治体が事務処理を円滑に進めていく上での指針となる「広域計画」を策定することとされています。

当広域連合は、平成11年4月の発足以来5年ごとに広域計画を策定・改定し、各種の施策を行ってきました。今回、前計画期間の終了に伴い、2018(平成30)年度から2022年度までの『第5次広域計画』を策定することとしました。

本計画の策定にあたっては、構成団体である木曾郡6町村の基本構想等に掲げられているまちづくりの基本理念や諸施策との調和を保つとともに、本計画と同時期に策定された『第4次木曾地域振興構想』を基本としております。

そして、第4次振興構想の基本理念である「自然・人・地域がつながる ふるさとづくり」の実現に向け、当広域連合が行う事務の施策について見直しを行いました。

また、地域住民の意見が反映されるよう、行政関係者のみならず各界・各層の委員で構成された「木曾広域連合広域計画策定委員会」を設置して圏域住民の意見を反映すると共に、当広域連合議会での協議もいただきながら、木曾圏域の振興発展と広域行政の円滑な推進が図られるよう、実効性の高い計画を目指し策定いたしました。

今後本計画に基づき様々な事業を展開してまいります。構成団体である木曾郡6町村との連携を深め、より効率的で効果的な運営を進めるため、引き続き住民の皆様をはじめ関係各位のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

木曾広域連合長 原 久仁男

目次

1	木曾地域の広域行政の推進に関すること	木曾広域連合規約第 5 条第 1 号	・・・	1
2	広域的な課題の調査研究に関すること	規約第 5 条第 2 号		
	ア	環境づくりの推進に関すること	・・・	3
	イ	福祉及び保健医療の推進に関すること	・・・	4
	ウ	その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること	・・・	6
3	景観基本構想の推進に関すること	規約第 5 条第 3 号	・・・	7
4	公共サインの設置及び管理に関すること	規約第 5 条第 4 号	・・・	9
5	情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること	規約第 5 条第 5 号	・・・	10
6	行政不服審査会の設置及び運営に関すること	規約第 5 条第 6 号	・・・	11
7	老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関すること	規約第 5 条第 7 号	・・・	12
8	養護老人ホーム（木曾寮）の設置及び管理運営に関すること	規約第 5 条第 8 号	・・・	13
9	介護保険に関すること	規約第 5 条第 9 号	・・・	15
10	障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する こと	規約第 5 条第 10 号	・・・	17
11	休日及び夜間の一次救急医療に関すること	規約第 5 条第 11 号	・・・	18
12	葬斎センターの設置及び管理運営に関すること	規約第 5 条第 12 号	・・・	19
13	ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること	規約第 5 条第 13 号	・・・	20
14	循環型地域づくりの推進に関すること	規約第 5 条第 14 号	・・・	21

15	し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること	規約第 5 条第 15 号	・・・	23
16	公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関すること	規約第 5 条第 16 号	・・・	24
17	広域的な観光振興に関すること	規約第 5 条第 17 号	・・・	25
18	広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関すること	規約第 5 条第 18 号	・・・	27
19	広域的な移住定住促進に関すること	規約第 5 条第 19 号	・・・	29
20	消防に関すること	規約第 5 条第 20 号	・・・	30
21	奨学資金の貸付に関すること	規約第 5 条第 21 号	・・・	33
22	木曾文化公園の設置及び管理運営に関すること	規約第 5 条第 22 号	・・・	34
23	埋蔵文化財の委託調査に関すること	規約第 5 条第 23 号	・・・	35
24	地域高度情報化施設の設置及び管理に関すること	規約第 5 条第 24 号	・・・	36
25	木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関すること	規約第 5 条第 25 号	・・・	38
26	森林経営管理制度の推進に関すること	規約第 5 条第 26 号	・・・	41
27	スポーツ振興基金に関すること	規約第 5 条第 27 号	・・・	42
28	公共土木事業に関すること	規約第 5 条第 28 号	・・・	43
29	広域計画の期間及び改定に関すること	規約第 5 条第 29 号	・・・	44
	【付属資料】			
	・ 第 5 次広域計画策定委員名簿		・・・	45
	・ 広域計画策定委員会設置要綱		・・・	46
	・ 広域連合計画策定体制		・・・	47